

令和7年度会計年度任用職員（葛飾区児童相談所勤務） 募集要項

1. 募集職種、職務内容等

職名	採用人数 (予定)	主な職務内容
支援者支援 コーディネーター	1名	◎相談援助職員（児童福祉司、児童心理司等）又は直接処遇職員（児童指導員、保育士等）（以下、「職員」という。）の心的ケアの実施を中心とした業務を行う。 【職務例】 ・職員に対する定期及び臨時の相談面接の実施 ・職員に対するメンタル状況調査の実施 ・産業医と連携しての職員に対するメンタルケア

2. 受験資格

地方公務員法等において選考を受験できないとされる者に該当せず（詳細は最終ページ参照）、かつ次の①から⑥のいずれかに該当する者

- ① 臨床心理士の資格を有する者
- ② 公認心理師の資格を有する者
- ③ 社会福祉士の資格を有する者
- ④ 精神保健福祉士の資格を有する者
- ⑤ 保育士の資格を有する者
- ⑥ ①から⑤に定める者と同等以上の能力を有する者

3. 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※再度任用制度あり

4. 主な勤務場所

葛飾区児童相談所

※敷地内は禁煙

5. 勤務条件等

(1) 報酬額等

月額：251,581円

※期末手当あり

※通勤手当は、月額55,000円を限度とし、最も合理的・経済的な経路での実費分を支給

※健康保険、厚生年金及び雇用保険の加入あり

(2) 勤務時間、休暇等

①勤務日数

週5日（月曜日から金曜日）

②勤務時間

午前9時から午後4時まで（1日6時間・週30時間）

※うち休憩1時間

③週休日

土曜日及び日曜日

④休日

国民の祝日、年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日）

⑤休暇

年次有給休暇、その他慶弔休暇、夏季休暇等（付与日数や取得に要件あり）

6. 選考方法

第一次選考：書類選考

第二次選考：個別面接

7. 応募期間

令和7年1月17日（金）から令和7年2月17日（月）

8. 第一次選考合格発表

令和7年2月下旬（予定）

9. 第二次選考試験日

令和7年2月27日（木）（予定）

10. 第二次選考合格発表

令和7年3月上旬（予定）

11. 申込方法

次の申込書類①～③及び返信用封筒（110円切手貼付・返信先の宛名を記入）を同封のうえ郵送してください。

【申込書類】

①採用選考申込書（本募集要項と共にHPからダウンロードしてください。）

②課題式作文（1,000字程度 A4横書き1枚）

「児童相談所・一時保護所職員に対するメンタルヘルス支援の必要性についてどのように考え、どのように実施すべきと考えるか」

③受験資格を証する書類の写し

※申込書類については返却いたしません。あらかじめご了承ください。

【応募先】

〒124-0012 東京都葛飾区立石2-30-1

葛飾区児童相談所 あて

※令和7年2月17日（月）午後5時まで必着

※封筒の表面には「会計年度任用職員応募（支援者支援コーディネーター）」と朱書きし、裏面にご自分の住所、氏名を明記してください。

※簡易書留等の確実な方法で郵送してください。

12. 問合わせ先（選考内容・結果についての問合わせには応じられません。）

葛飾区児童相談所（管理係）：03-5698-0303

13. その他

任用から1か月間は、条件付採用期間（試用期間）となります。この期間中に職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

【参考】

地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。